

相談支援・社会復帰・民間団体ワーキンググループ 整理票

資料1

※本表は、これまでの関係者会議及びWGでの議論や委員の御意見を整理したものであり、必ずしも客観的データを伴わない記述も含まれている。

項目	施策・取組(●:施策、○:取組)	現状	課題・問題点	求められる施策等
相談支援・社会復帰・民間団体WG				
2 社会復帰の支援				
(1) 就労・復職の支援				
就労・復職の支援	<p>●アルコール依存症の労働者の職場復帰支援マニュアル(厚生労働科学研究)</p>	<p>◆アルコール依存症者が職場復帰するには、長期の断酒継続や自助グループ参加が必要であることなど、職場の理解と支援が必要である。</p> <p>◆身体疾患と異なり、当事者がアルコール依存症の診断で療養、休業することを申し出にくい。</p> <p>◆現状で、産業医がアルコール問題を持つ従業員を個別に指導することは限られているのではないか。</p>	<p>◆アルコール依存症については、回復後に社会復帰できることのイメージが浸透していない。</p> <p>◆アルコール問題について、産業保健で取り組むための特別な法令や根拠がなく、特化した対応はない。</p>	

項目	施策・取組(●:施策、○:取組)	現状	課題・問題点	求められる施策等
(2)生活障害・困難を伴う者の社会復帰の支援				
回復施設等における支援(回復困難者)	●依存症回復施設職員研修事業	<p>◆社会復帰へ向け、一定期間を過ごす通過施設であったが、障害や高齢又は女性など、入所者に変化が表れている。</p> <p>◆福祉事務所や医療機関などからの新規入所者の紹介が減少している。</p> <p>◆回復施設等への通所のための移送費の支給が行われないケースが出てきている</p> <p>◆回復困難者は、生活技術や社会常識が不十分で、安定した就労経験にも乏しいので、生活技術、社会常識、判断力、継続的な就労能力の獲得など多様な面で長期的な支援を要する。</p> <p>◆依存症は、残遺性精神症状がない場合に精神障害者手帳の認定基準に該当しにくく、回復までに長期を要する困難事例でも、精神障害者手帳を保持しない者も多い。</p>	<p>◆福祉事務所や医療機関等において、アルコール依存症に対する知識や、利用できる社会資源についての理解が不足しているのではないかと。</p> <p>◆医療の側においても、依存症のうち回復施設等を利用することが望ましい者、そうでない者といった棲み分けができていない。</p>	

項目	施策・取組(●:施策、○:取組)	現状	課題・問題点	求められる施策等
(3) 高齢者の地域生活における社会復帰支援				
<p style="text-align: center;">高齢者の社会復帰</p>		<p>◆介護分野におけるアルコール問題について、現在調査等はほとんどないが、介護従事者に対する調査において約8割の従事者が利用者におけるアルコールの問題を経験した、との結果が出ている。</p> <p>◆高齢者のアルコール問題に特徴的な問題は、認知機能の問題であり、認知症者にアルコール問題が合併すると、介護負担が大きくなる傾向がある。</p> <p>◆65歳以上になると障害者総合支援法での支援から、介護保険活用に移行する。</p>	<p>◆今後、高齢化の進展に伴い、要介護者のアルコール問題が大きくなる可能性があり、実態の把握が必要ではないか。</p> <p>◆高齢者のアルコール依存症の治療体系や支援ノウハウが不明確で、対応技術の普及が難しい。</p> <p>◆介護関係者に対するアルコール問題の知識の普及が必要ではないか。</p> <p>◆65歳で介護保険適用になると、回復施設の事業適応に不都合が生じる時がある。</p>	

項目	施策・取組(●:施策、○:取組)	現状	課題・問題点	求められる施策等
3 民間団体の活動に対する支援				
(1) 自助団体の活動に対する支援				
		<p>◆行政に支援活動を積極的に行う財源が不足し、人員も余裕がないので、施策関連の課題が優先されている。</p> <p>◆自助団体の構成人数が減少傾向にあり、活動も停滞傾向にあるため、酒害予防の啓発等の地域活動を、当事者からの会費等で賄うには限界がある。</p> <p>◆医師等の医療従事者が、アルコール依存症者の回復のために自助団体を推奨するケースが少なくなった、という指摘がある。</p> <p>◆アルコール問題の相談機関でない機関からの紹介が減少している。</p>	<p>◆一般だけでなく、専門機関や、行政機関においても、自助団体の認知度が低い。</p> <p>◆医療機関で、入退院の反復や、デイケア長期利用を実施する結果、自助団体への紹介が減少しているのではないかと。</p> <p>◆アルコール問題の相談機関でない機関においては、相談を受ける側に、アルコール問題の知識が不足しているため、問題を把握できないケースがある。</p>	
(2) 予防・啓発・相談支援の民間団体の活動に対する支援				
<p>予防・啓発・相談支援の民間団体</p>	<p>○イッキ飲み・アルハラ防止キャンペーン(イッキ飲み連絡防止協議会)</p> <p>○飲酒運転防止インストラクター養成講座(ASK)</p> <p>○電話相談・電話例会(AKK)</p>			